

## コーポレートガバナンス体制

荏原は、ステークホルダーから信頼され、永続的に社会に貢献する企業となるには、コーポレートガバナンスの強化が不可欠と認識し、継続的に取り組んでいます。

2015年、更なる体制強化を図るため、コーポレートガバナンスの要諦をなす指名、監査及び報酬の各委員会において社外取締役が過半数を占め、かつ「各委員会の役割と責務のバランス」及び「監督と業務執行の分離」の両面において明確な特性を有する「指名委員会等設置会社」へ移行しました。

### ■ 指名委員会等設置会社への移行の目的

#### ① 取締役会による経営の監督機能の強化と

##### 透明性の向上

取締役会を社外取締役を含む非業務執行取締役（執行役を兼務しない取締役）中心の構成とすることにより、独立性・客観性の高い視点での監督を行える体制とするとともに、透明性の向上を図ります。

#### ② 職務執行権限の拡大と競争力強化

取締役会と執行役の役割・責務をそれぞれ監督と執行に明確に分離し、広範な業務執行権限を執行役に委任することにより機動的な経営を推進します。

また、競争力強化と執行における適切なリスクイクを支える経営環境の整備を推進します。

### ③ グローバルに理解されやすい

#### コーポレートガバナンス体制の構築

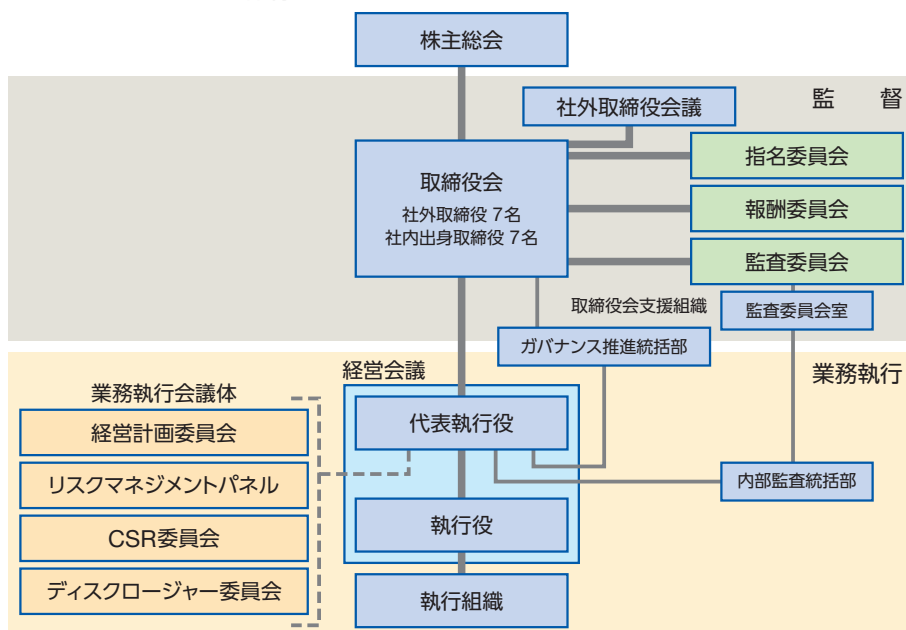
海外売上高比率の上昇や外国人株主の増加を背景としてガバナンスの「グローバル視点からの理解されやすさ」が求められる中で、グローバルに理解されやすい監督と執行の機能を明確に分離するコーポレートガバナンス体制を構築します。

### ■ 取締役会

経営の意思決定の最高機関である取締役会は、経営の基本方針の決定や、執行役の職務の執行の監督を主な責務としています。取締役会は、社外取締役、執行役を兼務しない社内出身の取締役及び執行役を兼務する取締役のバランスを考慮しつつ、社外取締役を全取締役の少なくとも3分の1以上とした上で、執行役を兼務しない取締役が全取締役の過半数となる構成とします。現在の取締役会は14名（日本人のみ）で構成されており、その内訳は社外取締役7名（うち女性2名）、執行役を兼務しない社内出身取締役4名、執行役を兼務する社内出身

取締役3名です。社外取締役は、独立した立場の視点で助言・監督を行うことにより、意思決定の妥当性を高めています。取締役会の議長は代表権のない取締役会長が務め、業務執行機能である経営会議（代表執行役社長を含む執行役13名で構成）との分離を図っています。また多様性尊重の観点から、将来的には外国籍取締役の登用も視野に入れて検討しています。

コーポレートガバナンス体制(2015年度)



■ **その他の機関** 法定で定められている機関に加え任意のものを設置しています。

機 関		コーポレートガバナンスにおける役割
監 督	指名委員会 社外取締役 2名 社内出身取締役 1名	取締役の選任及び解任に関する株主総会議案の内容などを決議するほか、執行役の選任及び解任に関する取締役会への提言等を行う。執行役を兼務しない取締役のみで構成し、委員の過半数は社外取締役とする。
	監査委員会 社外取締役 3名 社内出身取締役 2名	執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画等に従い、健全、公正妥当、かつ、効率的に業務の執行を決定し、業務を執行しているかを監視し検証する。監査基準及び監査計画に基づき、取締役及び執行役の職務執行について監査を行い、法令・定款に反する行為の未然防止を図る。執行役を兼務しない取締役のみで構成し、委員の過半数は社外取締役とする。
	報酬委員会 社外取締役 2名 社内出身取締役 1名	取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針や取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容などを決定するほか、関係会社を含む役員報酬体系に関わる取締役会への提言等を行う。執行役を兼務しない取締役のみで構成し、委員の過半数は社外取締役とする。
	社外取締役会議 社外取締役 7名	社外取締役がその責務を果たす上で必要な協議を自由に行う場として、社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務める。
業務執行	執行役 社内出身 13名 (代表執行役を含む) うち取締役兼務 3名	取締役会決議により選任され、取締役会の決定した経営の方向性(基本方針)に沿って、取締役会から委任された業務執行を決定する役割及びその業務を執行する役割を担う。現在は社内出身の日本人男性13名で構成される。多様性の観点から、将来的には女性執行役や外国籍執行役の登用も視野に入れて検討している。
	経営会議 執行役 13名	代表執行役社長が意思決定をする上での審議機関として経営会議を設ける。経営会議は全執行役で構成される。業務執行に関する重要事項については、毎月定期的に開催される経営会議において審議される。

社外取締役\*1

氏 名	選任理由
宇田 左近	経営戦略等の専門家及び会社経営者としての幅広い知識と高い見識を経営に反映していただくため。
並木 正夫	上場企業の経営者としての企業経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を経営に反映していただくため。
国谷 史朗	会社法関係や国際取引、知的財産を専門とする弁護士としての専門的見地と高い見識を経営に反映していただくため。
松原 亘子(新任)	女性活躍推進の第一人者であり、労務全般にわたる幅広い知識と高い見識を経営に反映していただくため。
澤部 肇(新任)	経営企画等に精通している上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識を経営に反映していただくため。
山崎 彰三(新任)	国際財務報告基準(IFRS)対応に携った公認会計士としての専門的見地と高い見識を経営に反映していただくため。
佐藤 泉(新任)	環境関連を専門とする弁護士としての専門的見地と高い見識を経営に反映していただくため。

役員報酬

取締役及び監査役の報酬等の額(2014年度)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)		
		基本報酬	賞与	ストックオプション
取締役	421	284	118	19
うち社外	48	48	制度なし	制度なし
監査役	81	81	制度なし	制度なし
うち社外	32	32	制度なし	制度なし

■ 指名委員会等設置会社への移行後の役員報酬方針

取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務遂行を促し、監督するため、その報酬については、各取締役の能力及び経験、各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。取締役報酬は、基本報酬及び中長期的な企業価値の向

上を評価可能な株式報酬型ストックオプションで構成しています。なお、社外取締役は業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことが求められるため、その報酬は業績に連動しない基本報酬及び株式報酬型ストックオプションとしています。

執行役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務遂行を促し経営目標の達成を強く動機付けるため、その報酬については、短期及び中長期の業績に連動した報酬体系としています。執行役の報酬は基本報酬、業績連動年次賞与及び中期経営計画の業績達成条件が付された株式報酬型ストックオプションで構成しています。

[Web](http://www.ebara.co.jp/ir/policy/corporategovernance.html) 「コーポレートガバナンス報告書」  
http://www.ebara.co.jp/ir/policy/corporategovernance.html

\*1:【社外取締役】社外取締役7名はいずれも証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は7名の社外取締役を東京証券取引所に独立役員として届け出ている。